

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【公表番号】特表2017-510371(P2017-510371A)

【公表日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2016-560994(P2016-560994)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/82

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月28日(2018.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の腎臓に配置されるように構成された腎セクション、前記腎セクションに接続されかつ前記患者の尿管に配置されるように構成された尿管セクション、および本体部の近位端において前記尿管セクションに接続された近位セクションを有する、本体部と、  
ステントに接続された糸を含む尾部と、

を含む、尿管ステントであって、

前記近位セクションは第1の可撓性を備え、該第1の可撓性は前記ステントの前記尿管セクションの第2の可撓性を上回り、

前記尿管セクションに沿って縦溝が形成され、前記尾部が前記尿管セクションに沿って形成された前記縦溝内に挿入され、前記尾部が前記尿管セクションから前記近位セクションを越える位置まで延在する、尿管ステント。

【請求項2】

前記尿管セクションが1つ以上の貫通開口部を含み、前記尾部が前記貫通開口部の1つにおいて前記ステントの前記本体部に固定される、請求項1に記載の尿管ステント。

【請求項3】

前記尾部が結び目、接着接合、又は溶接によって前記ステントの前記本体部に固定される、請求項1に記載の尿管ステント。

【請求項4】

前記尾部が前記貫通開口部の2つを通過する、請求項2に記載の尿管ステント。

【請求項5】

前記縦溝が前記尿管セクションおよび前記近位セクションに沿って形成され、前記尾部が前記尿管セクションおよび前記近位セクションに沿って前記縦溝の中に挿入される、請求項1に記載の尿管ステント。

【請求項6】

前記尿管セクションが前記ステントの前記本体部の内部に配置された複数の溝を含む、請求項1に記載の尿管ステント。

【請求項7】

患者の腎臓に配置されるように構成された腎セクション、前記腎セクションに接続されかつ前記患者の尿管に配置されるように構成された尿管セクション、および前記尿管セク

ションに接続されかつ本体部の近位端に配置される近位セクションを有する、本体部と、  
ステントに接続された糸を含む尾部と、

を含む、尿管ステントであって、

前記近位セクションは第1の可撓性を備え、該第1の可撓性は前記ステントの前記尿管  
セクションの第2の可撓性を上回り、

前記近位セクションに沿って縦溝が形成され、前記尾部が前記近位セクションに形成さ  
れた前記縦溝内に挿入され、前記尾部が前記近位セクションを越えて延在する、尿管ステ  
ント。

【請求項8】

前記近位セクションが1つ以上の貫通開口部を含み、前記尾部が前記貫通開口部の1つ  
を介して固定される、請求項7に記載の尿管ステント。

【請求項9】

前記尾部が結び目、接着接合、又は溶接によって前記本体部に固定される、請求項7に  
記載の尿管ステント。

【請求項10】

前記近位セクションがいくつかの舌部を含み、各舌部は1つ以上の開口部を有し、前記  
1つ以上の開口部が前記ステントの前記尾部が通過できるようなサイズにされる、請求項  
7に記載の尿管ステント。

【請求項11】

前記本体部がチューブ状の本体部であり、前記縦溝が前記チューブ状の本体部の内側壁  
に形成される、請求項1に記載の尿管ステント。

【請求項12】

前記本体部がチューブ状の本体部であり、前記縦溝が前記チューブ状の本体部の外側壁  
に形成される、請求項1に記載の尿管ステント。